

## 事例 35、「さおだけの移動販売で、物干しざおが高額だった！」

【事例】物干しざおの移動販売車が近くを通りかかり、「2本で1000円」と聞こえたので呼び止めた。値段表を見せられたが、字が小さくてはっきり読めなかった。サイズをはかってもらい、竿が出来上がり、値段の話になったら、「1本49800円だが、4万円に値下げする」と8万円を要求された。お金がないというと、コンビニのATMでお金をおろせ、とコンビニまで連れていかれて支払った。領収書だけもらった。だまされたと思う。

(相談者：70歳代、女性)

【対処法】① 移動販売車を呼び止めた時は、簡単にクーリングオフできないことが多いので、一番最初に「竿の値段は〇〇円ですよね」と、口に出してはっきりと確認をして下さい。

② 「必要ない」「帰ってください」と言ったのに業者が帰らないとか、お金をおろすために金融機関と一緒に連れて行く、と言われて怖い場合などは、近所や警察に助けを求めるようにして下さい。

③ 契約書や、事業者の名前が入った領収書は必ずもらって下さい。領収書の住所や氏名が嘘である危険性もあります。移動販売をしているトラックのナンバーを控えておくようにしましょう。

※何か問題が起こったら、企画課の消費相談窓口にご相談しましょう。秘密は守られます。